

## あべのハルカスファーム 会員約款

### 第1条(総則)

本約款は、株式会社近鉄百貨店から委託を受けた東邦レオ株式会社まちなか菜園事務局(以下「事務局」という。)が、あべのハルカスファーム(以下「本施設」という。)において会員に提供するサービス(以下「本サービス」という。)について、必要事項を定めるものとする。

### 第2条(目的)

事務局は、野菜等の栽培から管理、収穫までトータルで体験する本施設を通じて、都会に暮らす人々に、開放的な空間で土や植物に接し育てる喜びや会員同士のコミュニケーションの場を提供することを目的として、サービスを実施する。

### 第3条(施設利用)

(1) 会員は、本施設において提供されるサービスの一環として、野菜等を栽培するための施設である菜園区画および付帯施設を利用することができる。

(2) 会員は、前項に定める利用については、あらかじめ事務局より指定された区画(以下「会員区画」という。)のみを利用することができる。

(3) 会員が本サービスを利用できる期間(以下「利用期間」という。)は、以下とする。

毎年4月1日～翌年1月31日

(4) 会員が同一区画を連続して利用できる期間は、原則3年間とする。

(5) 会員は、利用期間(1年間)が満了し、引き続き翌利用期間において本サービスの利用を希望する場合は、翌利用期間の会員募集要項に従いあらかじめ入会申込み手続きを行うものとする。

(6) 前項にあたり、別途会員規則に定める来園頻度にみならず、管理放棄とみなされる場合、事務局の判断により、翌年度の継続利用ができない場合がある。

### 第4条(所在)

本施設の住所は、大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 株式会社近鉄百貨店 あべのハルカス近鉄本店ウイング館屋上とする。

### 第5条(運営)

本施設の運営は事務局が行う。ただし、必要に応じ事務局は本施設の運営に関する業務の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に委託することができる。その場合事務局は、会員に事前に通知を行うものとする。

### 第6条(利用時間)

本施設の利用時間は、別途募集要項等にて定める。利用時間外においては本施設を利用しないものとする。

### 第7条(休園)

(1) 休園日は1月1日とし、2月1日から3月31日までの期間は土壌メンテナンス期間とする。

(2) 強風・豪雨等の悪天候または事務局および施設管理者が判断した場合、休園となる場合がある。

#### 第8条(会員)

- (1) 入会しようとする者は本約款に同意後、事務局が規定する手続きにより、会費等の所要の費用(以下「会費等」という)を支払うものとする。なお、会費等の詳細については、「入金のご案内」に記載の通りとする。
- (2) 会員とは、事務局が承認した者で、会費等の支払いを行い、会員登録が完了した者を指す。
- (3) 会員は、本約款に定める会員としての資格を第三者に譲渡してはならない。
- (4) 事務局は、会員から受領した会員登録の申請書類等については、理由の如何にかかわらず、会員に対し返却する義務を負わないものとする。
- (5) 会員が本施設で提供される本サービスの内容は、第10条に定めるものとする。
- (6) 事務局は、会員に対し、本施設の会員である証明として会員証を発行する。会員は本施設利用時には会員証を携帯するものとする。なお、会員証の発行手数料は会費に含まれる。ただし、紛失時は会員より手数料を収受したのち再発行する。

#### 第9条(会費等の支払い方法等)

会員は事務局に対し、会費等を、事務局が指定する方法により支払うものとする。事務局は、第21条による場合を除き、会員が本施設を利用しなかった等その他理由の如何にかかわらず、一度受領した会費等を会員に返却しない。

#### 第10条(本サービスの内容と提供)

会員が本施設で提供される本サービスは、以下のとおりとする。

- ・ 会員区画や付帯施設の利用
- ・ 菜園道具等の補助資材の貸し出し

#### 第11条(本施設利用における注意事項)

会員は、本施設の利用にあたり、以下の各号に定める事項をあらかじめ承諾し、遵守するものとする。

- (1) 事務局は、会員の承諾を得ることなく、会員区画等を点検、視察できるものとする。
- (2) 会員区画等において病害虫に侵された作物および収穫時期を著しく過ぎた野菜を発見した場合、放置すべきでない状況が継続するとき、事務局は会員に事前通知し、これを除去する場合がある。ただし緊急を要する場合は事務局が判断し、通知することなく会員区画内の野菜に手を入れる場合がある。
- (3) 本施設に道具を持ち込む場合には、その道具の使用および管理は会員の自己責任によるものとする。
- (4) 本施設の会員区画を転貸してはならない。
- (5) その他、本約款に付属する「会員規則」の内容を遵守するものとする。

#### 第12条(本サービスの変更、追加、一時休止)

会員は本サービスについて、以下の各号に定める事項をあらかじめ承諾するものとする。

(1) 事務局は、会員の承諾を受けることなく本サービス内容の変更、追加を行うことができるものとする。

(2) 事務局は、以下のいずれかの項目に該当する場合、会員の承諾を受けることなく本サービスの一部もしくは全てを一時休止することができる。

① 設備の保守や更新を、定期的または緊急に行う場合

② 天災もしくはその他不測の事態により、本サービスの提供が困難な場合

(3) 前各号により事務局が、本サービス内容の変更や追加、一時休止を行う場合は、変更点をWEBで公開又は施設に掲示することにより、会員への周知とする。

(4) 事務局は本条に基づく本サービスの変更や追加、一時休止について一切責任を負わないものとし、これらに伴い会費等の返却は行わないものとする。

### 第13条(退会、会員資格の抹消)

会員は、事務局が規定する退会手続きにより、退会するものとする。

(1) 退会手続きは、以下の通りとする。

・退会届を提出

・次条に定める明け渡し作業を済ませ、退会とする。明け渡し作業は、事務局が別途有料で請け負うこともできる。

(2) 会員が本約款のいずれかに違反した場合、事務局は事前に通知することなく会員資格を抹消することができるものとする。

(3) 退会または会員資格が抹消された場合、会員は、本施設の利用および本サービスを受けるすべての資格を失うとともに、会員区画で栽培している植物等についても放棄されたものとする。事務局は、退会または会員資格の抹消により生じた如何なる損害に対しても一切の責任を負わないものとする。また、退会または会員資格の抹消に伴い、すでに受領した会費等の返却は行わないものとする。

### 第14条(明け渡し)

(1) 利用期間の満了、退会、会員登録の抹消、本サービスの休止等により、本サービスの利用期間が終了した場合、会員は別途事務局が指定する期日までに植物や資材をすべて取り除き、更地状態にして会員区画を返還するものとする。

(2) 前項にかかわらず、会員が事務局の指定する期日までに会員区画を返還しない場合、事務局は会員が会員区画内に存在する植栽物等を放棄したものとみなし、任意にこれらを処分することができるものとする。ただし、処分にかかる費用については会員が負担するものとする。

### 第15条(禁止事項)

会員は節度をもって本施設を利用するものとし、「会員規則」に定める禁止行為を行ってはならないものとする。

### 第16条(免責事項)

(1) 事務局は作物の成育等についてその一切の責任を負わないものとする。

- (2) 事務局は作業中の事故、利用者同士の紛議についてその一切の責任を負わないものとする。
- (3) 事務局は自然災害や作物に生じる病気や害虫に対してその一切の責任を負わないものとする。
- (4) 事務局は本サービスの利用により発生した会員の損害に対してその一切の責任を負わないものとする。

#### 第17条(損傷)

会員は、自らの責に帰する事由により本施設、貸与品等を損傷させた場合、直ちに当該損傷箇所を修復させるために必要な費用を、事務局指定の方法により支払うものとする。

#### 第18条(本約款の変更)

事務局は、予告なく本約款および会員規則を変更できるものとする。変更の内容または変更された本約款および会員規則は、WEBで公開または施設内に掲示することをもって効力を発するものとする。

#### 第19条(著作権等)

会員は、本施設または本サービスに関して発生する著作権等知的財産権を事務局に無断で使用することはできず、本施設で栽培した植物等から収穫した野菜等を事務局の許可なく販売してはならない。

#### 第20条(守秘義務)

- (1) 事務局は、会員の個人情報について、会員への連絡ならびに今後の本施設に関連する案内および運営のみに使用するものとする。
- (2) 会員は、本施設の利用または本サービスを受けるにあたり知り得た、他の会員、事務局にかかる一切の秘密情報および個人情報を、他の会員を含む第三者に漏洩させてはならないものとする。

#### 第21条(本サービスの期間内終了)

本施設の都合により、利用期間満了日前に本サービスの利用期間を終了する場合は、3ヶ月以上前に会員に通知するものとする。ただし、天災地変他による被害を受け、本サービスの提供が不能と事務局が判断した場合は、事前通知なしに、本サービスの利用期間を終了させることができるものとする。

付則 本約款は2016年4月から施行する。

以上

2016年4月

## 会員規則

### 序

本規則はまちなか菜園を、健康・安全に維持・発展させ、会員が楽しく野菜作りができることを目的とする。

### あべのハルカスファーム 基本方針

■ 自然の力を有効活用した野菜作りを心がける。

…自然の力を有効に利用し、できるだけ自然に負荷をかけずに野菜作りを行う。肥料は有機肥料を使用し、病害虫の忌避は自然由来の薬やコンパニオンプランツなどを推奨する。

■ あべのハルカスファームは、「お客様が野菜作りを楽しく続けていける」ことを目的とした施設である。また、野菜作りやイベント等の活動を通して、お客様が自然に触れながら、コミュニケーションを楽しむ場として存在する。

### まちなか菜園 遵守事項

■ 会員は以下のまちなか菜園遵守事項を履行することとする。

- (1) 肥料や薬剤は、供給の資材以外のものを使用する場合は、必ず現場スタッフに相談した上で使用すること。
- (2) 来園の際には必ず会員証を携帯すること。
- (3) 施設の入り口および施設内物置のキーナンバーをむやみに他人に教えないこと。
- (4) 野菜作りにおいて出た野菜くずについては、指定された場所に集積するものとし、それ以外の一般ゴミ(可燃、不燃、ビン、缶、ペットボトル等)については必ず持ち帰り、施設内に放置しないこと。
- (5) 菜園用具、備品など施設常設のものは、使用后、土を払って必ずもとの場所に戻すこと。
- (6) 会員が楽しく菜園を利用することができるよう、スタッフの指示に従うこと。

### あべのハルカスファーム 禁止事項

■ 施設内での以下の行為は禁止する。

- (1) 会員区画の管理放棄(利用期間中、2週間に1回以上の来園をお願いします。来園時は必ず受付帳にご記入ください。)
- (2) 喧騒行為
- (3) 施設内での飲酒・喫煙行為
- (4) 許可のない火気の使用および危険行為
- (5) 施設の運営管理上問題となる行為や、他のお客様・近隣住民に迷惑となる行為
- (6) 施設備え付けの菜園用具や貸与品、備品の持ち出し
- (7) 風により飛散する恐れのある物の放置
- (8) 他の区画に著しく悪影響を及ぼす行為

- (9) 開園時間以外の施設の利用
- (10)許可のないイベントや撮影会の実施
- (11)備品や施設を破損する行為や、施設の美観を損ねるような行為
- (12)花壇やスタッフ区画等の草花・野菜を許可なく摘み取る行為
- (13)施設内への危険物の持ち込み
- (14)物品等の配布・勧誘・販売行為・示威運動・集会行為
- (15)自動車・自動二輪車の不法駐車  
※百貨店の駐車場・駐輪場をご利用ください。本施設の利用では駐車サービスは行っていません。
- (16)人権を著しく侵害する誹謗・中傷行為
- (17)立ち入り禁止区域等への侵入
- (18)本施設内への建築物、工作物の設置
- (19)本施設内の共用通路の占有行為
- (20)有機堆肥作りならびに、有機堆肥の使用
- (21)施設内へのペット同伴
- (22)犯罪行為もしくは犯罪に結びつく行為、またはその恐れのある行為
- (23)公序良俗に反する行為
- (24)事務局に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- (25)本サービスの運営を妨害する行為、または本施設の信用を毀損する行為
- (26)その他事務局が不適切と判断する行為

あべのハルカスファーム 問合せ先

会員は、本サービスに関する問合せは下記に対して行うものとする。

連絡先 東邦レオ株式会社 まちなか菜園事務局

受付時間 10時から17時(休業日は除く)

電話番号 まちなか菜園/03-6699-3781、あべのハルカスファーム/06-6634-7637

WEB お問い合わせ <https://www.machinaka-saien.jp/contact/index.php>